

相続時精算課税制度に 年110万円の非課税枠が創設

課税の公平化のため、相続税と贈与税の一体化を目指した2023年度の税制改正。今回は暦年贈与の改正内容を取り上げたが、今回は相続時精算課税制度を解説する。同制度の利用を促すため、暦年贈与と同様に毎年110万円の基礎控除が創設された。



中田 和重
中田公認会計士事務所 所長
公認会計士・税理士

【Q1】 相続時精算課税制度とは？

改正前の相続時精算課税制度では、60歳以上の贈与者から18歳以上の受贈者（子や孫）に現金、不動産、有価証券等を贈与する場合、累計2500万円まで贈与税は0円（非課税）で贈与できました。しかし相続時には、贈与を受けた財産をすべて相続財産に加えて申告する必要があります。原則として節税効果がありません。また相続時精算課税制度の選択後は、贈与の金額にかかわらず贈与の申告する必要があります。そのため、暦年贈与に比べてあまり活用されていません。

した（図表1）。

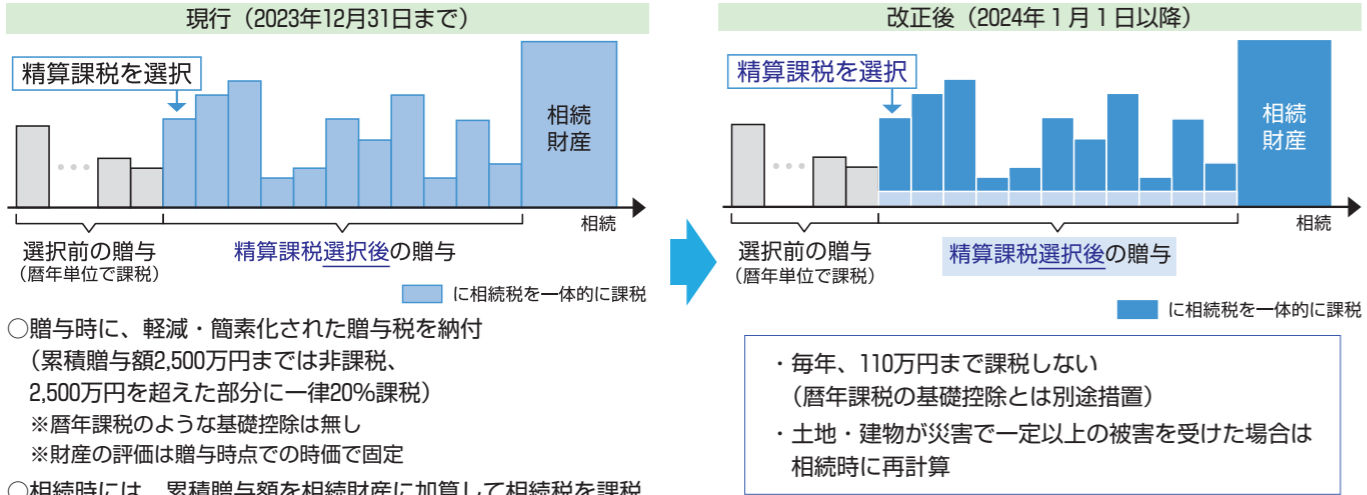
ただし、贈与を受けた土地や有価証券の評価額は、贈与した時点の評価額で相続財産に加算されるため、値上がりが見込まれる土地や有価証券を評価額が安い時に贈与することで、資産家は相続対策に相続時精算課税制度を活用してきました。また、相続税が節税にはならなくても、生前に財産分与を行うことで将来の相続争いを回避するために相続時精算課税制度を活用する事例も見受けられました。

【Q2】 改正のポイントは？

今回の改正により、贈与税の基礎控除が暦年贈与と相続時精算課税制度の2本立てになり、複数の贈与者から贈与を受ける場合には最大年間220万円まで非課税で贈与を受けることができます（ただし改正により、子どもの相続人が受ける相続開始前7年以内の暦年贈与は相続財産に加算されます）。

図表1 相続時精算課税制度の改正内容（2024年1月1日以降の贈与より改正）

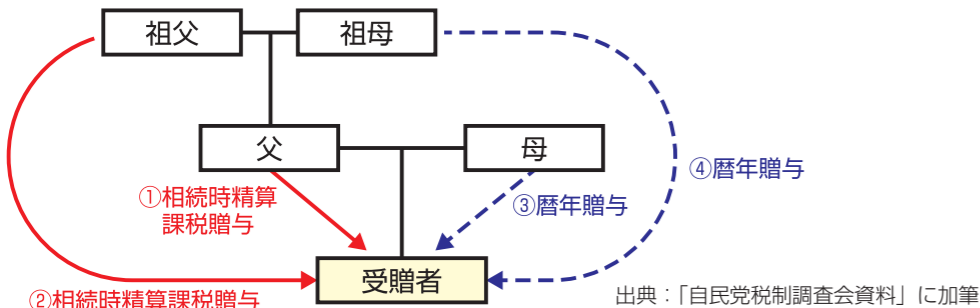
- ・贈与者は、贈与年の1月1日時点で60歳以上の者
- ・受贈者は、贈与者の子または孫で、贈与年の1月1日時点で18歳以上、かつ相続時精算課税選択届を提出した者



- 贈与時に、軽減・簡素化された贈与税を納付（累積贈与額2,500万円までは非課税、2,500万円を超えた部分に一律20%課税）
※暦年課税のような基礎控除は無し
※財産の評価は贈与時点での時価で固定
- 相続時には、累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（納付済みの贈与税は税額控除・還付）

出典：「令和5年度税制改正（案）のポイント」（財務省）

図表2 基礎控除を超える贈与の申告・課税（2名以上の贈与者から贈与を受ける場合）



相続時精算課税制度（受贈者の基礎控除110万円）

父（①）と祖父（②）から100万円ずつ相続時精算課税制度により贈与を受けると基礎控除110万円は、父と祖父の贈与額100万円に応じて按分されます。
⇒1人当たり基礎控除は、55万円（110万円×100万円÷200万円）
贈与を受けた翌年に45万円（100万円-55万円）ずつの贈与の申告を行い、父、祖父の相続時にそれぞれ45万円が相続財産に加算されます。

暦年贈与（受贈者の基礎控除110万円）

母（③）と祖母（④）から100万円ずつ暦年贈与により贈与を受けると基礎控除を超える90万円（200万円-110万円）に贈与税が9万円（90万円×10%）課税されます。母からの相続開始前7年以内の贈与は、相続財産に加算されます。（納付済みの贈与税は相続税から控除されます）

また複数の贈与者から贈与を受ける場合でも、基礎控除の金額は、受贈者1人当たり暦年贈与および相続時精算課税制度とも110万円が上限となります。110万円を超える贈与を受けた場合のそれぞれの贈与税の課税および申告は図表2のとおりです。

改正後は、60歳以上の親から18歳以上の子に対する年間110万円以下の贈与は、相続時精算課税制度を活用すれば、いつ相続が発生しても贈与税も相続税も非課税で贈与することができます。

孫に対する贈与は、孫が相続または遺贈により財産を取得しない限り、相続開始前7年以内の暦年贈与でも相続税の課税の対象にはならないので、従来どおり暦年贈与の活用ができます。

ただし、贈与者が高額の財産を有する場合や贈与者の年齢によっては贈与の活用法を慎重に判断する必要がありますので、専門家に相談した上で贈与を実行されることをお勧めします。